



## 報道発表資料

山形労働局発表  
平成25年7月24日（水）

担 当	山形労働局労働基準部
	健康安全課長 東海林 薫
	課長補佐 三浦 敏幸
	電話 023-624-8223 FAX 023-624-8345

### 平成24年の職域の健康診断実施結果（50人以上）

～有所見率は前年より0.1ポイント低下し59.5%～

#### 職場における熱中症に注意

山形労働局（局長 <sup>すながとしろう</sup> 須永敏良）では、常時50人以上の労働者を使用する事業者から提出のあった健康診断結果について、このほど、平成24年の状況を取りまとめたので公表する。

一方、暑さがますます厳しくなる時季であることから、熱中症予防対策の的確な実施が必要となっている。

#### 1 山形県内における健康診断の実施結果

- （1）定期健康診断において何らかの診断項目に異常の所見があるとされた労働者の割合は59.5%であり、前年を0.1ポイント下回ったものの、全国平均（52.7%）を6.8ポイント上回り、全国で5番目の高さとなっている（資料No.1・資料No.4）。
- （2）検査項目ごとに異常の所見があると診断された労働者の割合をみると、脳・心臓疾患関係の検査項目の1つである血中脂質検査が38.3%と最も高く、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質、血圧、血糖、心電図）における割合は、全国平均を上回っている（資料No.1・資料No.2）。
- （3）主要業種別に異常の所見があると診断された労働者の割合をみると、建設業が68.6%と最も高く、以下、運輸交通業66.8%、製造業59.3%となっており、いずれも全国平均を上回っている。  
一方、商業が主要業種の中で最も低い51.0%で、同業種の全国平均（52.8%）を下回っている（資料No.3）。
- （4）山形労働局では、労働者に対する健康診断は事業主の責務であることから、「健康診断結果に基づく事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく措置の徹底などについて指導を行っている（資料No.5）。

また、小規模事業場における健康診断の事後措置の普及・定着を図るため、必要に応じて地域産業保健センター（注1）の利用を勧奨している。

## **2 職場での熱中症予防対策について**

(1) 平成24年の職場での熱中症による死亡者数は、全国で21人と、平成23年の18人より3人増加した（山形県内における死亡者数は0人）（資料No.6）。

また、平成25年の暖候期（6～8月）には、平年より高い気温となることが予想されているほか、計画停電は回避されたものの、夏の電力需給の逼迫のおそれもあることから、屋内屋外を問わず熱中症の発生が懸念される。

(2) 山形労働局では、WBGT値（暑さ指数）の低減、作業時間の短縮やこまめな水分、塩分の摂取等の熱中症予防対策の的確な実施について、事業主や労働者の方に働きかけている（資料No.7）。

（注1）地域産業保健センターは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、長時間労働者への医師による面接指導等労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供している。

（添付資料は省略）